

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定によつて、次のとおり肥料を登録した。

平成十九年五月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名及び住所	登録年月日
広島県第一一五三号	副産石灰肥料	かき副産石灰	アルカリ分 四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	有限会社 日本クラシコ 京都府京都市 左京区修学院 北沮沢一番地	平成一八年 五月一日
広島県第一一五四号	副産石灰肥料	粉状副産石灰肥料	アルカリ分 四六・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	福種株式会社 福井県福井市 開発町第一号 三三番地一	平成一八年 五月二三日
広島県第一一五五号	蒸製骨粉	HK蒸製骨粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 二一・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	広島化成 企業組合 広島県広島市 西区福島町二 丁目二三番三 号	平成一八年 八月四日
広島県第一一五六号	肉骨粉	HK混合肉骨粉	窒素全量 六・〇 りん酸全量 五・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	広島化成 企業組合 広島県広島市 西区福島町二 丁目二三番三 号	平成一八年 八月四日
広島県第一一五七号	炭酸カルシウム肥料	五五％肥料用炭酸苦土石灰	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	渡邊石灰 株式会社 広島県府中市 上下町小堀九 五〇番地の四	平成一八年 九月二一日